

I 学校教育目標

1 教育目標

- 自ら学び、自ら考え、行動する人
- 相手を思いやり、協力し合える人
- 健康な心と体を育む人

2 重点目標

児童生徒の資質・能力を育成するために、各教科の目標設定について検討し、学習評価の充実を図るとともに、日々の授業改善に努める。

II 小学部

1 学部目標

- 楽しく学ぶ児童
- 仲良くする児童
- 元気に生活する児童

2 教育課程編成上の方針

(1) 教育課程編成の基本方針

ア 法令及び学習指導要領を基準として、人間として調和のとれた児童の育成を目指し、児童一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等並びに地域や学校の実態を考慮し、「生きる力」を育む適切な教育課程を編成する。

イ 児童の深い学びを実現するための授業改善を通し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力の育成と児童それぞれの個性や特性が生かせるような弾力的な教育課程の編成に努める。

ウ 児童一人一人の実態や各教科等の特質に応じて、言語に対する関心や理解を深め、必要な言語環境を整え、言語活動の充実が図られるようにする。また、教科等横断的な視点から指導内容を組み立て、相互の密接な関連を図って編成する。

エ 個々の児童の教育的ニーズ及び障がいの状態や特性に応じた個別の指導計画を作成し、自立して社会参加する資質を育成できるよう教育課程を編成する。

オ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、児童が地域社会の中で資質・能力を育むことができるよう、系統的な校外学習を実施するとともに、家庭及び地域社会との連携を深め、障がいの正しい理解と認識が得られるようにする。好ましい人間関係と社会性を育てるために、地域や児童の居住地の小学校や特別支援学校との交流及び共同学習を計画的に実施する。加えて「ふくしま教育週間」等の中で授業公開等を設定し、家庭や地域とのふれあいが図られるよう教育課程を編成する。

カ 児童の障がいの状態等に応じ、通常の学級、重複障がい学級A、重複障がい学級B、重複障がい学級C、訪問学級A、訪問学級Bの6つに分けて教育課程を編成する。なお、重複障がい学級B、重複障がい学級Cは肢体不自由を併せ有する児童を対象とする。

キ 各教科、特別の教科道徳（以下「道徳科」という。）、外国語活動、特別活動及び自立活動で編成する。

- ・ 通常の学級においては、教科別の指導として生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育で編成する。ただし、第1学年及び第2学年においては、国語、算数については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、音楽、図画工作、体育、道徳科、特別活動及び自立活動については、全部を合わせて指導を行う。
- ・ 重複障がい学級A Bにおいては、教科別の指導として第1学年及び第2学年においては、国語、算数で編成し、国語、算数については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、音楽、図画工作、体育、道徳科、特別活動については、全部を合わせて指導を行う。第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年においては、国語、算数、音楽、体育で編成し、国語、算数、音楽、体育については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、図画工作、道徳科、特別活動については、全部を合わせて指導を行う。自立活動については、自立活動の時間を設定するとともに、一部を合わせて指導を行う。
- ・ 重複障がい学級Cにおいては、教科別の指導として第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年においては、音楽、体育で編成し、音楽については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、国語、算数、図画工作、道徳科、特別活動については、全部を合わせて指導を行う。自立活動については、自立活動の時間を設定するとともに、一部を合わせて指導を行う。
- ・ 訪問学級Aにおいては、国語、算数、道徳科、特別活動及び自立活動で編成する。ただし、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動の指導を行う。
- ・ 訪問学級Bにおいては、道徳科、特別活動及び自立活動で編成する。ただし、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動を主とした指導を行う。

ク 家庭及び就学前の関係機関と連携を図り、一貫性のある段階的な指導ができるように配慮する。また中学部、高等部の教育課程を踏まえ、系統的、発展的な指導ができるように指導の一貫性・継続性を考慮して編成する。

ケ 児童の発達の段階を考慮し、一人一人の特性に応じてICT環境を整え、情報機器の基本的な操作に慣れながら、情報活用能力（ルール・マナー、プログラミング的思考）等の学習の基盤となる教科等横断的な資質・能力を育成することができるよう教育課程を編成する。

コ キャリア教育の視点を踏まえ、キャリア教育全体推進計画に基づき、人とのやりとりや関わりを基盤としながら児童一人一人が主体的に取り組めるような教育活動が展開できるよう教育課程を編成する。

サ 「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進に努め、地域住民との交流や奉仕活動等の社会体験活動等の地域の教育資源や学習環境を活用した特色ある活動や交流及び共同学習を計画的、組織的に実施し、児童の経験を広め、社会性を養うことができるよう教育課程を編成する。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い

ア 日常生活における基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付けることができるように、障がいの状態や発達の段階等を踏まえ、各教科、特別活動及び自立活動と密接な関連を図り、学校の教育活動全体を通じて、計画的、発展的な指導ができるようにする。

イ 実施に当たっては、通常の学級（第1学年及び第2学年）及び重複障がい学級においては、各

教科及び各教科等を合わせた指導等で道德教育の目標を達成するように努める。通常の学級（第3学年から第6学年）においては、道德科の時間の指導を要としつつ、学校教育全体で道德教育の目標を達成するよう努める。

ウ 学校の教育活動全体を通じて経験の拡充を図り、豊かな道德的心情を育て、一人一人に応じた道德的判断力や道德的实践力を身に付けることができるように指導する。

エ 安全面に配慮しながら地域等と連携した体験的な活動を充実させ、児童一人一人の内面に根ざした道德性を養うことができるようにする。

オ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、道德科の目標に関連させながら、道德的判断力、道德的心情、道德的实践意欲と態度の育成に努める。

(3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い

ア 生活リズムの安定を図りながら、日常生活に必要な基本の動きを発達の段階に応じて培い、体力の向上及び安全に関する知識の理解や、心身の健康の保持増進を図るために、教育活動全体を通じて指導する。

イ 食育の推進については、健康的な食習慣の基礎が培われるよう全体計画に基づいて、生活、各教科等を合わせた指導、自立活動及び学校給食等の中で適切に指導を行う。

ウ 家庭と連携し、体力の向上を目指し自ら進んで運動に親しむ態度の育成に努める。

エ 各教科や特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導との関連を図り、地域の自然環境や過去の災害等について触れ、災害に関する基本的な知識と防災に関する意識を高めるための学習活動ができるようにする。

オ 性に関する指導については、児童の実態を踏まえ、性に関する教育の全体計画に基づき、体育や各教科等を合わせた指導、自立活動と関連させながら個に応じて段階的に指導する。

カ がん教育については、がんに関する正しい知識をもち、がんについて学ぶことを通して、主として自分の健康や命の大切さに触れながら学ぶことができるように指導する。

(4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い

ア 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、個々の障がいの状態や発達の段階に応じ、個別の指導計画を基にした具体的目標を設定し、学校の教育活動全体を通じて適切に指導する。

イ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科、道德科、特別活動及び各教科等を合わせた指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って指導を行う。

ウ 摂食指導を必要とする児童については、医師等の専門的な知識を有する者や保護者との連携を図り、指導の充実に努める。

エ 医療的ケアを必要とする児童の「健康の保持」の内容については、看護師等の専門的な知識・技能を有する者と連携して、具体的な配慮をしながら指導を行う。

(5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い

ア 障がいの状態により特に必要がある場合

- ・ 児童の実態に即して、必要がある場合には、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れて編成する。

- ・ 障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科、道德科、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動の指導を行うよう教育課程を編成する。

イ 訪問教育の場合

- ・ 障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童については、教員を家庭に派遣し自

立活動を主とした教育課程を編成する。

- ・ 障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童のうち、各教科の学習が可能な児童については、その障がいの状態及び程度を考慮して、国語、算数、道徳科、特別活動と自立活動で編成し、教員を家庭に派遣して指導を行う。

(6) 当該年度に改善又は努力する事項

学習指導要領の各教科の段階の内容に基づいて年間指導計画や個別の指導計画を作成し、児童一人一人の実態に応じた指導内容を設定するとともに、具体的な手立ての検討や学習評価の積み重ねを行うことで、児童の理解が深まる授業を実践する。

(7) その他必要な事項

ア 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い及び重複障がい者等に関する教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針

- ・ 通常の学級の第1学年及び第2学年においては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」で編成する。
- ・ 重複障がい学級においては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」で編成する。

イ 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、放射線等の基礎的な理解や健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てるために、文部科学省の副読本及び福島県教育委員会の指導資料等を参考にしつつ児童の実態に即した教材の工夫をし、学校全体で組織的、計画的に取り組むようにする。

ウ その他

- ・ 学校創立記念日は5月13日（土）である。
- ・ 7月8日（土）に授業参観を実施し、7月10日（月）を振替休業日とする。
- ・ 9月8日（金）に宮城県仙台市方面へ第6学年の修学旅行を実施する。
- ・ 11月25日（金）に学習発表会を実施し、11月27日（月）を振替休業日とする。
- ・ 3月5日（火）は、高等部前期入学者選抜実施日のため、休業日とする。

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数（訪問学級は除く）

学年 学期	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	備考
第1学期	72日	72日	72日	72日	72日	72日	
第2学期	82日	82日	82日	82日	82日	82日	
第3学期	50日	50日	50日	50日	50日	45日	3/14 卒業式のため
計	204日	204日	204日	204日	204日	199日	

(2) 年間授業時数（別表）

(3) 1単位時間 45分

- ・ 1単位時間については、児童の学習ペース、活動内容等を考慮して弾力的に扱う。

- ・ 通常の学級第1学年及び第2学年においては、給食前10分、給食後10分、下校前25分、日常生活の指導を帯状に設定する。
- ・ 通常の学級第3学年から第6学年においては、1校時25分、給食前10分、給食後10分、下校前25分、生活を帯状に設定する。また、1校時の生活の後に、各10分、国語、算数を帯状に設定する。
- ・ 重複障がい学級ABにおいては、1校時20分、給食前10分、給食後10分、下校前25分、日常生活の指導を帯状に設定する。また、1校時の日常生活の指導の後25分、自立活動を帯状に設定する。
- ・ 重複障がい学級Cにおいては、1校時20分、給食後10分、下校前25分、日常生活の指導を帯状に設定する。また、1校時の日常生活の指導の後25分、給食前10分、自立活動を帯状に設定する。

4 教育課程実施上の方針

「個別最適化された学び」が実現するよう、個別の指導計画を作成し、児童一人一人の興味・関心、キャリア形成の方向性から学習活動や学習課題を設定するとともに、個に応じた指導方法やICT機器をはじめとした教材等の工夫に努め、資質・能力の育成を図る。

○ 通常の学級における教育課程実施上の方針

(1) 各教科

ア 生活

具体的な活動や体験を通して、生活に必要な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や身の回りの生活のことや身近な人々、社会及び自然と自分との関わりに気づき、感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

イ 国語

日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、身近な教師や友達の話の聞いたり、自分の思いを言葉や文字等で表したりしながら伝え合う力を養い（思考力、判断力、表現力等）、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

ウ 算数

日常生活に必要な数量や図形等についての基礎的・基本的な概念や性質等に気づき理解し、日常の事象を数量や図形に着目して処理する技能を身に付け（知識及び技能）、数学的な表現を用いて事象を表し（思考力、判断力、表現力等）、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

エ 音楽

音や音楽に合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりに必要な技能を身に付け（知識及び技能）、感じたことを表現したり、音や音楽の楽しさを味わって聴いたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、身の回りの様々な音楽に親しむ態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

オ 図画工作

形や色等の造形的な視点に気づき、表したいことに合わせて材料や用具を使い（知識及び技

能)、表したいことや表し方等について考え、発想や構想をし(思考力・判断力・表現力等)、進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを味わう態度を育てる(学びに向かう力・人間性等)。

カ 体育

基本的な運動の行い方や身近な生活における健康について知るとともに(知識及び技能)、感じたことを表現したり、気付いたことを他者に伝えたりしながら(思考力、判断力、表現力等)、きまりを守り、安全に楽しく運動したり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を育てる(学びに向かう力、人間性等)。

(2) 特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように指導を行う。

イ 各教科、外国語活動、特別活動、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を密にしながら、体験的な活動の中で道徳的心情を養う。

ウ 第3学年から第6学年においては、時間における指導を年間25時間計画し実施する。

(3) 特別活動

ア 学年や学級、学部および学校全体での合同の活動を工夫し、集団活動を通して、その一員としての自覚やよりよい生活を築こうとする主体的・実践的な態度を育てる。特に、キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすために必要なことを理解し、責任をもって主体的に行動することができるよう指導を行う。

イ 地域の小学校や地域の特別支援学校、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。

ウ 第4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童が興味・関心を基に自主的・自発的に取り組みやすい活動内容が展開できるようにする。(年間15時間計画し、年間総授業時数には含めない。)

エ 学級活動については、年間12時間計画し、自分の役割や責任を自覚したり、一人一人が学習への取り組みや生活の仕方を考えたりし、日常生活をよりよくしていこうとする態度を養うことができるよう指導を行う。

オ 学校行事については、生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して望ましい人間関係を作りながら集団への所属感を高める。また、児童の障がいの実態や程度を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動の中で配慮する。第1学年及び第2学年においては、各教科等を合わせた指導において指導を行い、第3学年から第6学年においては、自立活動の時間における指導を行う。

イ 児童一人一人の発達の段階や特性に応じ、指導目標及び具体的な指導内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。

(5) 外国語活動(第6学年)

外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の違いに気付いたり(知識及び技能)、簡単なあいさつや自分の気持ちを伝えたりしながら(思考力、判断力、表現力等)、積極的に外国語やジェスチャーを用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う(学びに向かう力、

人間性等)。

年間で12時間計画し実施する。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、生活科の内容だけでなく各教科等にかかわる基本的な生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導する。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じ、生活環境を整え、個に応じた配慮をしながら周辺処理能力を高め、自立した行動がとれるような指導に努める。

イ 生活単元学習

- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した体験的な活動の中で、一人一人の児童が力を発揮し、目標や見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 幼児期における遊びを通じた総合的な学びとの関連を図りつつ、興味・関心を広げ、仲間との関わりを促すことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級A）

(1) 各教科

ア 生活

具体的な活動や体験を通して、生活に必要な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や身の回りの生活のことや身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心をもち、感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力等）、自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に働きかけ、学んだことを生活に生かそうしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

イ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

ウ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形等についての基礎的・基本的な概念や性質等に気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象を表現し（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

エ 音楽

児童の興味・関心を考慮しながら、音や音楽の特徴に気付き、それらに合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付け（知識及び技能）、音楽的な表現を楽しん

だり、音や音楽に関心や興味をもって聴いたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動に親しむ態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

オ 図画工作

児童の興味・関心を考慮しながら、手や体全体で素材に触れたり、形や色に気付き材料や用具を使ったりしてつくり（知識及び技能）、表したいことや表し方を思い付いたり、作品等の面白さや楽しさを感じ取ったり（思考力、判断力、表現力等）、つくりだす喜びを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

カ 体育

運動遊びを通して体の動かし方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、感じたことや気付いたことを表情や身振り、言葉等で表現し（思考力、判断力、表現力等）、きまりを守り、安全に楽しく運動しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

（2）特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように具体的な場面で適宜、指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

（3）特別活動

ア 経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を充実させる。特に、キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすことを目指し、主体的に行動することができるよう指導を行う。

イ 地域の小学校や特別支援学校、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設ける。

ウ 第4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を行い、興味・関心を基に自主的な活動を促す。（年間15時間計画し、年間総授業時数には含めない。）

エ 学級活動については、各教科等を合わせた指導において、児童の実態に応じた指導を行う。

オ 学校行事については、生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

（4）自立活動

ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、各教科、道徳科、特別活動において配慮するとともに、自立活動の時間における指導を中心としつつ、各教科等を合わせた指導においても指導を行う。

イ 児童一人一人の発達の段階や特性に応じ、指導目標及び具体的な指導内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導を行う。

ウ 障がいの状態に応じ、自ら取り組もうとする意欲を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。

（5）各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的な生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿

って指導を行う。

- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身辺処理能力を高め、一人で行える動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるよう、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習させるようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した体験的な活動の中で、一人一人の児童が力を発揮し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した遊びの中で、主体的に活動に取り組む姿を引き出し、仲間との関わりを促すことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級B）

（1）各教科

ア 生活

具体的な活動や体験を通して、生活に必要な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や身の回りの生活のことや身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心をもち、感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力等）、自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に働きかけ、学んだことを生活に生かそうしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

イ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

ウ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形等についての基礎的・基本的な概念や性質等に気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象を表現し、（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

エ 音楽

児童の興味・関心を考慮しながら、音や音楽の特徴に気付き、それらに合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付け（知識及び技能）、音楽的な表現を楽しんだり、音や音楽に関心や興味をもって聴いたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動に親しむ態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

オ 図画工作

児童の興味・関心を考慮しながら、手や体全体で素材に触れたり、形や色に気付き材料や用具を使ったりしてつくり（知識及び技能）、表したいことや表し方を思い付いたり、作品等の面白さや楽しさを感じ取ったり（思考力、判断力、表現力等）、つくりだす喜びを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

カ 体育

運動遊びを通して体の動かし方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、感じたことや気付いたことを表情や身振り、言葉等で表現し（思考力、判断力、表現力等）、きまりを守り、安全に楽しく運動しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように具体的な場面で適宜、指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

ア 経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を充実させる。特に、キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすことを目指し、主体的に行動することができるよう指導を行う。

イ 地域の小学校や特別支援学校、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。

ウ 第4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を行い、興味・関心を基に自主的な活動を促す。（年間15時間計画し、年間総授業時数には含めない。）

エ 学級活動については、各教科等を合わせた指導において、児童の実態に応じた指導を行う。

オ 学校行事については、生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、各教科、道徳科、特別活動において配慮するとともに、自立活動の時間における指導を中心としつつ、各教科等を合わせた指導においても指導を行う。

イ 児童一人一人の発達の段階や特性に応じ、指導目標及び具体的な指導内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。

ウ 障がいの状態に応じ、自ら取り組もうとする意欲を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、水治訓練室での活動を継続的・段階的に行うことにより、心身のリラクゼーション及び身体的機能の向上を図る。

エ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的な生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導を行う。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身近な処理能力を高め、できる動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるよう、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら、継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習できるようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した体験的な活動の中で、自己の身体的機能を生かしながら、一人一人の児童が力を発揮し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した遊びの中で、自己の身体的機能に応じながら主体的に活動に取り組む姿を引き出し、仲間との関わりを促すことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級C）

(1) 各教科

ア 生活

活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴に関心をもち、身の回りの生活において必要な基本的な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や自分との関わりにおいて感じたことを表そうとし（思考力、判断力、表現力等）、教師とともに自分のことに取り組もうとしたり、生活に生かそうとしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

イ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な身近な言葉に気付くとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

ウ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、身の回りにある事物を対象として捉えて数量や図形等についての基礎的・基本的な概念や性質に気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて体験を重ね（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

エ 音楽

音や音楽に注意を向けて気付くとともに、音楽遊び等の活動を通して、声や身体で表現し（知識及び技能）、音楽的な表現を楽しむことや、音や音楽に気付きながら関心や興味をもつ

て聴き（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動をする楽しさを感じて生活を楽しいものにしようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

オ 図画工作

身近にある絵の具、粘土、紙等の材料に手や体全体を使って触れることで、素材の特徴や色等に気付き（知識及び技能）、感覚を働かせて表したり、自分や友達の商品を見たり（思考力、判断力、表現力等）、教師とともに活動する中で、つくりだすことの楽しさを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

カ 体育

遊びを通して体の動かし方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、体を動かすことの楽しさや心地よさを表情や身振り、発声等で表現し（思考力、判断力、表現力等）、簡単な合図や指示に応じて、楽しく運動しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

（2）特別の教科 道徳

ア 基本的な生活習慣の確立を図り、体験的な活動を通して経験を広げたり、豊かな心で生活したりできるように指導を行う。

イ 特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

（3）特別活動

ア 経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を活発にする。特に、キャリア発達を促すため、興味・関心を広げ集団活動への意識を高めつつ、主体的に外界に働きかけることができるよう指導を行う。

イ 地域の小学校・地域の特別支援学校や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。

ウ 第4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を行い、興味・関心を基に主体的な活動を促す。（年間15時間計画し、年間総授業時数には含めない。）

エ 学級活動については、各教科等を合わせた指導において、児童の実態に応じた指導を行う。

オ 学校行事については、自立活動、生活単元学習との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して望ましい人間関係を作りながら集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

（4）自立活動

ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、道徳科、特別活動において配慮するとともに、自立活動の時間における指導を中心としつつ、各教科等を合わせた指導においても指導を行う。

イ 児童一人一人の発達の段階や特性に応じ、指導目標及び具体的な指導内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。

ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、水治訓練室での活動を継続的・段階的に行うことにより、心身のリラクゼーション及び身体的機能の向上を図る。

エ 摂食機能の発達を促すための指導方法や内容を工夫し、関わりの基礎を培いながら継続的に指導を行うことにより、摂食機能の向上を図る。

オ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的な生活習慣や集団生活に必要な内容を働きかけに応じて行えるよう指導する。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身近な処理能力を高め、できる動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるように、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら、継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習できるようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した体験的な活動の中で、一人一人の児童が力を発揮し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した遊びの中で、探索活動及び身体活動を引き出し、外界の事物・事象に主体的に働きかけることができるようにする。

○ 訪問学級における教育課程実施上の方針（訪問学級A）

(1) 各教科

ア 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

イ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形等についての基礎的・基本的な概念や性質等に気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象を表現し（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 基本的な生活習慣の確立を図り、体験的な活動を通して経験を広げたり、豊かな心で生活したりできるように指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、教育活動全体を通して道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

集団の雰囲気を楽しむことで、人との関わりを広げることができるようにする。また、学校行事については、児童の健康状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 適切な支援の基に、生活のリズムを整えながら、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善に努める。

イ 全人的な発達を促すために必要な基本的指導内容を、児童一人一人の実態に応じ、指導目標及び具体的な指導内容を設定し、指導の積み上げを大切にする。

ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、姿勢保持や身体の運動、動作の改善及び習得について個別的な指導の充実を図る。

エ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(5) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間280時間を基準として、対象児童の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な児童に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、児童一人一人の健康状態や実態に応じて弾力的に行う。

○ 訪問学級における教育課程実施上の方針（訪問学級B）

(1) 特別の教科 道徳

ア 本人の快・不快を推測しながら指導を行うことで、教師への信頼感を育むことができるようにする。

イ 特別活動、自立活動との関連を密にししながら、教育活動全体を通して道徳的心情を養う。

(2) 特別活動

集団の雰囲気を楽しむことで、人との関わりを広げることができるようにする。また、学校行事については、児童の健康状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(3) 自立活動

ア 適切な支援の基に、生活のリズムを整えながら、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善に努める。

イ 全人的な発達を促すために必要な基本的指導内容を、児童一人一人の実態に応じ、指導目標及び具体的な指導内容を設定し指導の積み上げを大切にする。

ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、姿勢保持や身体の運動、動作の改善及び習得について個別的な指導の充実を図る。

エ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(4) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間280時間を基準として、対象児童の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な児童に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、児童一人一人の健康状態や実態

に応じて弾力的に行う。